

目 次

1. 軽減税率制度の概要	
(1) 制度の内容	1
(2) 適用税率	1
(3) 軽減税率の対象	1
(4) 区分記載請求書等保存方式	2
(5) 税額計算の特例	2
2. 軽減税率対象品目の具体的内容	
(1) 対象となるもの	4
(2) 飲食料品の意義	5
(3) 飲食料品の具体例	6
(4) 一体資産の定義及び具体例	11
(5) 一括譲渡の取扱い	13
(6) 飲食料品を譲渡する際の包装材料の取扱い	14
(7) 飲食料品の輸入取引	15
(8) 外食の定義	16
(9) 外食・飲食設備等の具体例	19
(10) 持ち帰り販売の取扱い	23
3. 軽減税率導入後の消費税の計算方法	
(1) 軽減税率導入後の消費税の計算方法（原則課税）	24
(2) 軽減税率導入後の消費税の計算方法（簡易課税）	28
(3) 課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（売上税額の積上げ計算）	29
4. 軽減税率導入後の消費税の特例計算	
(1) 売上税額の計算の特例	30
(2) 仕入税額の計算の特例	34
(3) 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合	37
(4) 適用可能な売上税額の特例と仕入税額の特例の組み合わせ	38

1. 軽減税率制度の概要

(1) 制度の内容

平成31年10月1日を施行日とする消費税率10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞の購読料については、軽減税率（8%）を適用することとなりました。

また、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成35年10月1日から導入することとし、平成31年10月1日からの4年間は経過措置として、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した『区分記載請求書等保存方式』によることとしました。

なお、売上げや仕入れを軽減税率と標準税率に区分することが困難な中小事業者に対して、売上げや仕入れの一定割合を軽減税率に係るものとして税額計算をすることができる売上税額及び仕入税額の計算の特例という経過措置規定を設けています。

(2) 適用税率

軽減税率の適用税率は、国税6.24%、地方税1.76%の合計8%となります。

なお、現行の消費税率8%については、国税6.3%、地方税1.7%の合計であり、異なる点に注意が必要です。

	平成9年4月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 平成31年9月	平成31年10月～	
			軽減税率	標準税率
消費税	4.0%	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.0%（注1）	1.7%（注2）	1.76%（注3）	2.2%（注3）
合計	5.0%	8.0%	8.0%	10.0%

（注1）消費税額の25/100

（注2）消費税額の17/63

（注3）消費税額の22/78

(3) 軽減税率の対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は対象に含まれません。

② 新聞等

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。